

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

○企業間の連携

当社は、オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます。

○グリーン化の取組

当社は、自社生産工程の脱・低炭素化の検討を進めると共に、取引先様と協働してグリーン調達に取り組みます。

○健康経営に関する取組

当社は「富士フィルムグループ 健康経営宣言」に基づき健康経営を推進するとともに、取引先へ健康経営に係るノウハウの提供、取組の紹介などを通じて、健康な職場環境の構築を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して下請法の規定に違反した保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

当社は下請代金の現金支払いを基本方針としております。今後も、同方針に基づき現金による下請代金の支払いを進めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、不合理に片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社は、富士フィルムホールディングス株式会社として表明している「ホワイト物流」に関する自主行動宣言において、取引先や物流事業者と協力して物流の改善にグループ全体で取り組んでいます。
- 当社はグループ共通の調達方針として「富士フィルムグループ調達方針」を掲げており、国内外の関連法規を遵守し、環境や社会への影響を配慮した、オープン・フェア・クリアな取引を行います。また、取引先を、より良い商品を作る為のパートナーと考え、相互信頼を築きつつ共存共栄を目指します。
- 当社は、従業員に「下請代金支払等遅延防止法」の内容・趣旨を理解させ、これに基づいた行動をするよう努めています。

2022年3月22日

(2024年11月27日更新)

代表取締役社長・CEO 後藤 穎一

役職・氏名（代表権を有する者）

富士フィルム株式会社

企 業 名